

令和2年4月20日

事業主の皆様へ

名古屋市

名古屋市では、愛知県緊急事態宣言が発令されたことに伴い、保育所等をご利用の保護者の方に対し、やむを得ない場合を除き登園を控えていただくようお願いしております。

登園を控えていただくためには、事業主様のご理解・ご協力が必要不可欠です。緊急事態宣言が発令された状況も踏まえまして、事業主様におかれましては、当該従業員の休暇取得やシフト調整などに特段のご配慮をいただきたくお願いいたします。

感染拡大防止のため、なにとぞご理解ご協力をお願いいたします。

なお、国では保育所等の登園自粛要請に基づき、子の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成制度として「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を設けておりますことを申し添えます（「小学校休業等」とありますが、保育所の登園自粛も含まれます）。

【参考】

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya>

[/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html))

新型コロナ 休暇支援 検索